

特記仕様書

1. 業務名：令和8年度 牧港補給地区拠点機能導入基礎調査業務委託
2. 履行期間：契約日の翌日から令和9年3月19日
3. 位置：牧港補給地区および周辺エリア

1. 適用範囲

- (1) 本仕様書は、浦添市が発注する「令和8年度 牧港補給地区拠点機能導入調査業務委託」に適用する。
- (2) 受託者は、発注者に対し、本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、発注者と協議し決定するものとする。
- (3) 受託者は、契約締結後速やかに業務計画書を作成し、発注者から了承を得なければならない。
- (4) 本業務にあたっては、本特記仕様書及び契約書、関係法令等を遵守し、また土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建設部発行）、各設計基準書などに準じて実施するものとする。

2. 書類の提出

本業務の履行にあたっては、受託者は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、技術者通知書、業務計画書
- (2) 完了時：完了届、納品書、業務成果引渡書、成果品

3. 業務の要件

- ・駐留軍用地跡地利用推進事業費補助金交付要綱に基づく事業として実施する。

(本業務で取組む事業)

大規模跡地及びその周辺市街地を含む広域的な視点から実施する土地利用計画及び都市導入機能等に関する調査・分析・検討等の業務

- ・沖縄の駐留軍用地跡地の特性や背景を踏まえて業務に取り組むこと。

4. 業務内容

業務内容は、概ね次の通りとする。

【令和8年度】

跡地利用特措法第26条に規定される、国が跡地利用を積極的に支援する「拠点返還地の指定」に向けた取組みを行う必要がある。そのため、牧港補給地区を中心とした既成市街地との一体的なまちづくりや新たな産業等の拠点機能の導入について、広域的な観点から実現方策及び課題等の検討を行う。

- (1) 拠点返還地指定による拠点機能・施設の検討
 - ①イノベーションパークに係る拠点のあり方検討
 - ②ウォーターフロント・リゾートエリアに係る拠点のあり方検討
 - ③土地利用計画の検討

- (2) 隣接する周辺市街地と連続した拠点形成に向けた検討
 - ①市内公共交通のあり方検討
 - ②広域道路ネットワークのあり方検討
 - ③周辺市街地の整備手法の検討
 - ④公共施設の整備検討の進め方の整理

- (3) 自然・歴史資源の保全・活用に関する調査
 - ①大規模公園のあり方検討
 - ②景観・眺望の考え方の検討

5. 打合せ協議

本業務においては、業務着手時、中間時（2回）、納品時の計4回を予定している。ただし、疑義が生じた場合においてはこの限りではない。

6. 成果品

成果品については、以下について提出するものとし、様式、表示方法及び編集については別途調査職員と協議の上、提出するものとする。

- ①報告書 2部
- ②電子データ 一式
- ③その他本業務に係る付随資料 一式

7. 資格等

管理技術者：技術士（建設部門：都市及び地方計画）または RCCM（都市計画及び地方計画）の資格いずれかを有し、土地区画整理士の資格を有する者かつ沖縄本島内に在住している者でなければならない。

8. 成果品の検査

受託者は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとする。

9. その他

上記に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に業務を行うこと。

- (1) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (2) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利

を含む。)は、浦添市に帰属するものとする。

受託者は、当業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、受託者は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は受託者の責任により対処すること。

- (3) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、その指示に従い業務を進めること。なお、協議を怠って生じた損害は、すべて受注者の負担とする。
- (4) 業務に文献、その他資料を引用した場合、その文献、資料名を明記しなければならない。